

第 1 2 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成 2 9 年 2 月 1 4 日（火） 午後 1 時 2 7 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 平成 2 9 年 2 月 1 4 日（火） 午後 1 時 5 5 分

4. 出席委員（16人）の番号及び氏名

1 番 澁 谷 秀 明	2 番 太 田 豪	3 番 成 田 悦 夫	4 番 高 橋 洋 美
5 番 三 浦 久 利	6 番 佐 藤 正 悟	7 番 棟 方 廣 光	8 番 川 村 博 行
9 番 澁 谷 和 仁	10 番 貴 田 徳 正	11 番 瀬 戸 弘 之	12 番 石 村 孝 憲
13 番 瓜 田 良 一	14 番 相 馬 一 二	15 番 下 山 勝 源	16 番 成 田 春 光

5. 欠席委員（0人）

なし

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 5 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約転用許可の意見について
 議案第 5 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 5 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
 議案第 5 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第 5 6 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 5 7 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 5 8 号 特定農地貸付けの承認について
 報告第 3 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
------------	--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 2 7 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長

只今の出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 2 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、7 番棟方廣光委員と、8 番川村博行委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命いたします。

会期の件を、議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第52号から議案第58号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に、議案第52号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

事務局 議案第52号農地法第5条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約転用許可の意見について。
農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

本案件は1件です。

場所につきましては、配付している資料の「第12回総会議案第52号第5条農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、鶴田町大字〇〇字〇〇〇〇番〇、地目田、面積3,608㎡と、〇〇番〇、地目田、面積431㎡と、〇〇番〇、地目畑、面積270㎡で、全部で3筆で、合計面積は4,309㎡です。

申請理由は、事業用の資材置場及び宅地になっています。ただ、この場所につきましては事前転用されていますので、県知事宛の事前転用始末書を添付のうえ申請するものです。

農地区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則的には転用申請出来ないことになっていますが、県の構造政策課の担当者と協議したところ、集落到接続している土地なので不許可の例外で転用可能であるという回答をもらっています。

この場所は、県道胡桃館・鶴田線の旧山道分校から北側へ約100mの辺りに位置しており、申請者の宅地及び農地も隣接していること、また申請地周辺の農地に土砂等が流出しないよう法面も施されていることから、付近の農地に被害を及ぼすおそれがないと思われれます。以上です。

議長 それでは、議案第52号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。
9番、澁谷和仁委員。

澁谷委員 はい、9番澁谷です。それでは、報告いたします。

去る2月7日、成田春光会長、事務局と現地調査をいたしました。この場所は県道胡桃館・鶴田線の旧山道分校から北側へ約100mの辺りに位置している、田及び畑の転用申請であります。

申請地の面積は4,309㎡で、転用目的は事業用の資材置き場及び宅地であります。現状はすでに転用されていて、申請者の事業用資材置き場と、事務所及び物置の宅地などに使用されています。

申請地の周りは、申請者の宅地及び農地であり、また周辺の農地に土砂等が流れていかなないように法面も作られており、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上、報告を終わります。

議長 ただいま説明のありました議案第52号について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第53号から議案第55号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

9番、澁谷和仁委員。

澁谷委員 はい、9番澁谷です。

それでは報告をいたします。

去る2月7日、成田会長、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権

移転が9件、賃貸借が5件、使用貸借が2件です。いずれも、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。なお、冬期間通行不可能な場所にある農地については、目視できるところまで行き、積雪量以上の雑草が生えていないこと等を確認いたしました。以上です。

議長 それでは、議案第53号について事務局より説明願います。

事務局 議案第53号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は9件です。No.1からNo.9について説明いたします。平成29年1月25日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が3件、普通売買が3件、一括贈与が1件、贈与が2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第54号について事務局より説明願います。

事務局 議案第54号農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は5件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第55号について事務局より説明願います。

事務局 議案第55号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第56号について事務局より説明願います。

事務局 議案第56号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は5件です。

本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第57号について事務局より説明願います。

事務局 議案第57号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は2件です。

本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第58号について事務局より説明願います。

事務局 議案第58号特定農地貸付けの承認について。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき、次のとおり審議を求める。

特定農地貸付とは、主に都市住民などが余暇を利用して行う農作物の栽培のためのもので、通常の農業とは性格が異なる市民農園の一つでございます。

また、特定農地貸付けには次の3つの要件がありまして、一つ目は10a未満の農地の貸付けで、相当数、不特定多数の者を対象として貸付規定を定め、その条件の中でおこなわれるものであること、二つ目は営利を目的としないもの、三つ目は5年を超えないものとなっております、以上の3つの要件を備えた農地の貸付けのことをいいます。

前回は、平成24年4月16日に承認を受けていまして、今年で5年になることから改めて承認を受けるものでございます。

それでは、お手元の議案をご覧ください。1ページ目は、開設者の鶴田町から町民農園開設のための申請書でございます。2ページ目から3ページ目は、特定農地貸付規定でございます。4ページ目は、申請地の所在、〇〇字〇〇〇〇番と開設面積6,809㎡の内1,891㎡と、所有者などが記されております。その下に、1区画が50㎡の20区画の配置が示されてございます。5ページ目は農地の位置及び付近の状況を表示する図面でございます。場所につきましては、鶴田消防署の道路をはさんで東側になります。2月7日の現地調査の際、成田会長と澁谷和仁委員に現地を確認していただいております。6ページ目は、開設面積1,891㎡の面積求積図でございます。

農業委員会としては、添付資料にあります貸付規定を添えて申請があった場合、その申請に対して特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の1号から4号について適当と認められるときは、その旨を承認することになっております。

1号から4号を説明しますと、1号は、農業上の効率的かつ総合的な利用から、農地が適切な位置

にあり妥当な規模であること。2号は、募集の方法が公平かつ適切なものであること。3号は、貸付期間、農地の利用方法、権利の種類が適正かつ明確になっていること。4号は、対象農地が所有権以外の権原に基づいて耕作されていないこと。4号の意味といたしましては、貸し借りの権利が設定されていないこととあります。

以上の点から内容を確認しますと、用件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第52号から議案第58号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第32号について事務局より説明願います。

事務局 　　報告第32号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.5については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

【なし】

議 長 　　ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後1時46分)

再開します。(午後1時55分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第12回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時55分)